

○学生及び保証人に係る個人情報の取り扱いについて

本学では、学生及び保証人の個人情報を教育研究、学生指導及び業務に必要な範囲内でデータベース化して活用しています。個人情報の保護に関して、法律や政令を遵守することはもとより、個人情報の保護に関する規程を制定し、全学的な体制で保護対策を講じています。

1. 学生の個人情報データの保護について

(1) 「学生個人情報」とは

本学において教育を受け、又は受けようとした者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、顔写真その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいいます。

(2) 「学生情報データベース」とは

学生の個人情報を含む情報の集合体であり、特定の学生個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいいます。

(3) 「学生個人データ」とは

学生個人情報のうちデータベースで管理する情報及びデータベースから引き出された情報をいいます。

(4) 利用目的の特定

学生個人情報は、教育研究、学生指導及び業務に必要な範囲に限定して利用します。

(5) 適正な取得

学生個人情報を取得するときは、適正な手段により行います。なお、思想、信条及び宗教に関する事項ならびに社会的差別の原因となる事項については、特段の配慮をします。

(6) 利用目的の通知等

学生本人から提出を受けた書面等により、直接当該本人の学生個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示します。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知又は公表します。

(7) 管理措置

学生個人データの取り扱いは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保ち、漏洩、滅失・毀損防止その他、安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じます。

また、取扱いの全部又は一部を企業等に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先と委託契約書を結ぶと共に、委託先の選定にあたってはサービスの有効性はもとより個人情報保護システムが確立していることを条件とします。

(8) 開示

学生本人から当該本人が識別される学生個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該個人データを開示します。ただし、開示しないことが相当であると本学が判断したときは、学生個人データの全部又は一部について開示しないことがあります。その際には、本人に理由を付してその旨を通知します。

開示請求手続きについては、事務局窓口にお問い合わせください。

(9) 訂正等

学生本人から、当該本人が識別される学生個人データの内容が事実でないという理由によって、当該学生個人データの訂正、追加又は削除を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該学生個人データの訂正等を行います。なお、学生個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく理由を付してその旨を通知します。訂正等の手続きについては、事務局窓口にお問い合わせください。

2. 個人情報の利用目的について

学生及び保証人（保護者等）の個人情報は、以下のとおり本学の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用します。利用目的を変更したときは、本人に通知又は公表します。

(1) 学生の個人情報

入学関係	入学志願者に対する選抜試験運営、入学手続（編入学を含む）、学生証交付。
教務関係	クラス編成、履修登録、履修相談・履修指導、授業・試験運営、成績処理、単位認定、進級・卒業判定、諸資格の申請・判定、学位記授与、休学・復学・退学・除籍手続。
学生生活関係	学生生活全般に関わる指導・助言、緊急時の連絡。 奨学生選考、奨学金交付・返還、公的書類手続。 定期健康診断、日常的な健康相談、課外活動支援、弔慰・災害見舞。
進路関係	進路支援、求職登録、就職斡旋。
その他	各種連絡・通知、統計資料作成、学納金納入状況の確認、各種証明書発行。 用具・備品等の貸与。 キャンパスライフを紹介するための広報活動。（授業風景・課外活動状況等）

(2) 保証人の個人情報

修学関係全般	学生の修学指導等に必要な連絡。 各種送付物（成績通知書、学納金納付書、大学行事案内等）の発送。
--------	--

3. 個人情報の第三者提供について

本学では、教育研究の観点から学生の個人情報を以下のとおり第三者に提供することがあります。なお、これ以外に提供の必要性が生じたときには、都度、本人への意思確認の手続きをとります。

(1) 学生の学業成績を保証人に提供する

本学では、保証人（保護者等）と連携した修学指導を教育上有用な取り組みと考えており、保証人宛に「成績通知書」を送付し、修学状況に関する問い合わせや相談等に応じています。

学業成績を保証人に通知することは学生全員に配布している「ハンドブック」に記載してあります。

(2) 法令に基づく場合及び、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合